

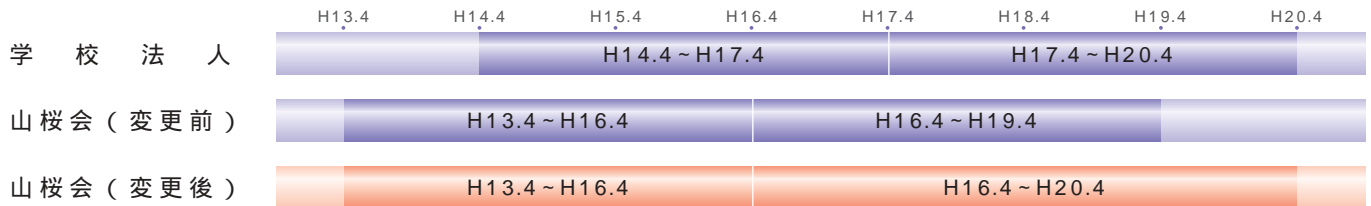
会則改正

会則改正趣旨

現在、学校法人の役員には改選期ごとに山桜会役員から6名が選任されている。山桜会・学校法人とも、役員の任期は3年であるが、改選時期に1年のずれがある。このままでは、山桜会の役員はその任期を終了しても学校法人の役員を続けることになり、お互いの業務執行に差し障りが生じるおそれがある。

そこで役員任期のスタート時点を合致させるため、平成16年4月からの山桜会役員任期を今回限り特別に1年伸長し平成20年3月末日までの4年とする。そのため下記のとおり会則の附則の一部を改正したい。

役員改選年月

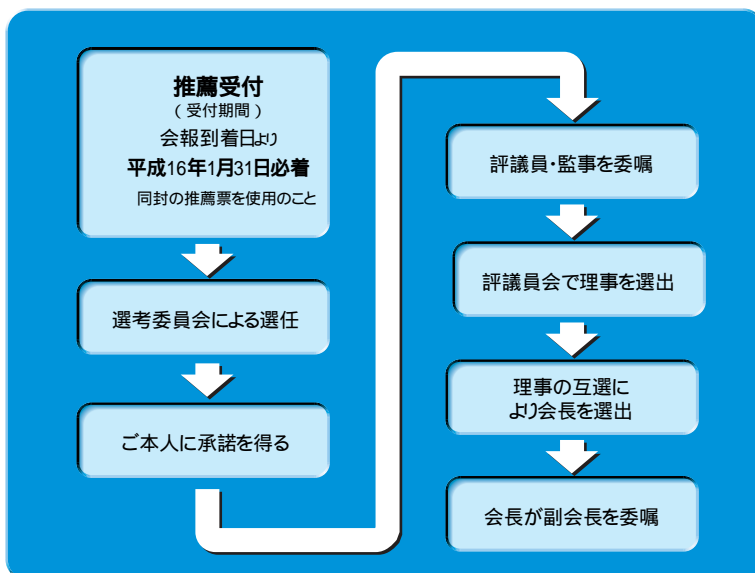


会則新旧対照表

変 更 前	変 更 後
第7章 附 則	第7章 附 則
第21条 (省略)	第21条 (省略)
第22条 (省略)	第22条 (省略)
第23条 この会則は必要に応じ、総会に出席した正会員の過半数の承認を得て改正することができる。	第23条 平成16年4月1日から就任する役員に限り、 <u>第12条の規定にかかわらず任期は4年とする。</u>
第24条 この改正会則は平成15年1月18日より実施する。	第24条 この会則は必要に応じ、総会に出席した正会員の過半数の承認を得て改正することができる。
	第25条 <u>この改正会則は平成16年1月17日より実施する。</u>

(アンダーライン部分が変更箇所)

役員改選の流れ



臨時総会開催

日時 平成16年1月17日
 午後5時
 引き続き平成16年度
 新年会

場所 リーガロイヤルホテル
 ウェストウィング2F
 桜の間